

学校法人 佑愛学園における

ハラスメントの防止等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 学校法人佑愛学園（以下「本法人」という。）における、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するために必要事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この規程は、本法人においてハラスメントの発生を防止するとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には適切に対処し、就学・就労等に係る環境の維持及び改善を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この規程におけるハラスメントとは、次に掲げる行為をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント：一定の就学・就労上の関係にある本学人が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に不利益・損害を被るか、学業や職務に支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

(2) アカデミック・ハラスメント：教員間、教員と学生等の間において、職務上の地位（役職その他の就労上や就学上の上下等の関係）を不当に利用して他の教員又は学生等に対して研究若しくは教育上又は就学上の環境を害する不適切な発言や行動をいう。なお、職務上の地位や権限に基づくもの以外で、教員間や学生間において、先輩が後輩に対し、或いは上級生が下級生に対し、その地位や力関係を不当に利用して教員の研究若しくは教育上の環境又は学生等の就学上の環境を害する発言や行動も含まれる。

(3) パワー・ハラスメント：教職員間において、職務上の地位（役職その他の就労上の上下等の関係）を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の不適切な発言や行動、職務上の地位に基づいて発する命令などをいう。

(4) マタニティ・ハラスメント他：妊娠・出産・育児休業・介護休業等の取得等を理由として上司・同僚からの否定的な言動により職務に支障が生じること、又は就労のための環境を悪化させることをいう。

(5) その他のハラスメント：前 4 号のハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上等の関係にある法人職員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務等に支障が生じること、又は言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められることをいう。

(ハラスメント防止委員会の設置と任務)

第 4 条 理事長は、ハラスメントのない学園をめざして、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」）を設置し、防止委員会は迷惑行為の防止に関する企画、啓蒙活動、研修会等を計画する。

2 防止委員会委員には、次に掲げる者について、理事長が委嘱する。

- (1) 法人本部長
- (2) 理学療法学専攻、作業療法学専攻から各 1 名。
- (3) 統括管理部から 1 名

- (4) クリニック職員から 1 名
- (5) こども園職員から 1 名
- (6) その他理事長が指名する者

3 防止委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、法人本部長とし、防止委員会を招集し、議長となる。

4 防止委員会委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の者又は増員による者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

5 第 2 項のほか、理事長は必要に応じて学外の専門家の中から防止委員会委員を置くことができる。

6 調査委員会に関する事務は、ハラスメント防止委員会において処理する。

（相談窓口の設置）

第 5 条 理事長は、ハラスメントに関する相談に対応するため、相談窓口と、学内の教職員の中から相談を受ける担当教職員(以下「ハラスメント相談員」という)を置く。

2 ハラスメント相談員には、次に掲げる者について、理事長が委嘱する。

- (1) 愛知医療学院短期大学学生支援室職員の若干名
- (2) 理学療法学、作業療法学専攻長本人、あるいはその推薦する教員 1 人ずつ 計 2 人
- (3) 統括管理部長本人あるいは、その推薦する統括管理部職員 1 人
- (4) クリニック院長
- (5) こども園副園長
- (6) その他理事長が指名する者

3 ハラスメント相談員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の者又は増員による者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 第 2 項のほか、理事長は必要に応じて学外の専門家の中からハラスメント相談員を置くことができる。

（ハラスメント相談員の任務）

第 6 条 ハラスメント相談員は、ハラスメントに関する相談に真摯に対応するとともに、被害を申し立てた者(以下「申立者」という)が希望する場合又は申立者の承諾が得られた場合には、ハラスメント相談記録を作成し、理事長、学長、防止委員会委員長に報告するものとする。

2 ハラスメント相談員は、相談を受けるに際し、申立者、ハラスメントを行ったとされる者(以下「被申立者」という)及びその他の関係者のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するとともに、理事長をはじめ適正措置を行うために必要な最小限の者を除き、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（ハラスメント調査委員会）

第 7 条 理事長は、ハラスメント相談員から報告を受け、当該ハラスメントの事実関係を調査する必要があると判断した場合には、ハラスメントの事実関係を調査し、適正措置を講じるため、報告のあった事案ごとにハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という)を設置することができる。

2 調査委員会の委員には、第 4 条の防止委員会委員に加えて、調査対象となる事案に応じて理事長が指名するものとする。

3 調査委員会は、必要に応じ学外の有識者の意見を聴くことができるものとする。

4 調査委員会の運営については、委員長の決定を含め、調査委員会の定めるところによる。

(調査委員会の任務等)

第8条 調査委員会は、申立者、被申立者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに理事長に報告する。

2 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者のプライバシーを保護し、人権侵害がないように十分に配慮しなければならない。

3 調査委員会は、調査の過程で、次の措置等が必要と認めた場合は、理事長に報告するものとする。

- (1) 申立者に対する緊急避難措置
- (2) 申立者と被申立者との間の調停
- (3) 申立者若しくは被申立者の所属する部局等での調査又は調整等の要請等
- (4) その他緊急な対応が必要と認められる措置

4 前項第三号の要請等に基づき、理事長は、必要と認める構成員よりなる調査会を置くことができる。

(措置の通知)

第9条 理事長は、申立者に対し、調査委員会の調査結果等に基づき実施しようとする適正措置等を速やかに通知するものとする。

(理事長の責務)

第10条 理事長は、ハラスメントを防止するための啓発に努めるとともに、ハラスメントの事実関係を迅速かつ正確に調査・把握し、ハラスメントの事実が判明したときは、当該被害者及び行為者に対して、当該事案の内容及び状況に応じ、次に掲げる措置(以下「適正措置」という)をとり、併せて、その再発防止のために必要な対策を講じるものとする。

- (1) 行為者に対する懲戒処分等
- (2) 被害者と行為者の間の関係改善に向けての援助
- (3) 被害者と行為者を引き離すための配置転換
- (4) 行為者の謝罪
- (5) 被害者の労働条件の上での不利益回復等
- (6) その他必要と認める措置

(監督者の責務)

第11条 法人職員を監督する位置にあるものは、次に掲げる事項を行うことにより、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関する注意を喚起するとともに、認識を深めさせること。
- (2) 法人職員の言動に十分な注意を払うことにより、職場内等にハラスメント又はハラスメントに起因する問題が発生しないよう配慮すること。
- (3) 法人職員に対し、この規程の周知を図ること。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 ハラスメントに関して相談、事実関係の確認に協力したこと等を理由として、当該人に対して不利益な取扱いを行ってはならない。

(遵守事項)

第13条 当事者及び関係者は、相談、事情聴取等に際しては真実を述べ、偽りの申し出をしてはならない。

2 当事者及び関係者は、いかなる場合においても相談及び苦情を申し立てた者並びにその関係者に対して、報復的行為その他不利益な取扱いをしてはならない。防止委員会は、そのような行為又は取扱いの行われぬよう配慮するものとする。

3 この規則に関わる調査委員及び防止委員、相談員その他手続きにおいて関係する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 職務上知り得た情報を他に漏らさないこと。

(2) 職務の遂行に当たり、当事者及び関係者の名誉、プライバシー等の人権を侵害しないこと。

(3) 申立人及び関係者がハラスメントに関し相談・苦情等を申し立てたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを行わないこと。

(その他)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

2 この規程の改廃は常任理事会の意見を聞いて理事長が決定する。

3 この規程にそぐわない事態が起きた場合は、理事会の議を経て決定する。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。